

I 旭川市のあゆみ

I-1 沿革

旭川市は、明治23年に開村し、当時の人口は697人であった。

明治35年鷹栖村の一部を編入し、1級町制を施行することにより面積22.23km²、人口16,441人となった。市制の施行は大正11年で、この年の人口62,000人、その後も産業・文化の拠点として発展を続け、市域も数回にわたった隣接町村との合併により拡張され、現在の市域は747.66km²、人口は322,527人（R5.4月1日住民基本台帳）となっている。

告示年月日	告示番号	内容	効力発生日
明治23年 9月20日		旭川村開設	明治23年 9月20日
〃 33年 8月31日	北海道 第346号	旭川町に改称	〃 33年 8月31日
〃 35年 3月 5日	内務省令第 6号	1級町制施行	〃 35年 4月 1日
大正 3年 2月25日	内務省 第 14号	旭川区政施行	大正 3年 4月 1日
〃 11年 7月26日	〃 第182号	旭川市制施行	〃 11年 8月 1日

(1) 市域の土地利用

都市計画区域		
	km ²	%
市街化調整区域	218.43	73.3
市街化区域	79.57	26.7
住居系地域 約 72 %		
商業 〃 約 6 %		
工業 〃 約 22 %		
計	298.00	100.0

R5.3.31現在

(2) 市域の変遷

告示年月日	告示番号	告示内容	旭川市面積
明治35年4月1日		鷹栖村の一部旭川町に編入	2,223ha
昭和7年10月27日	北海道 第1465号	永山村の一部旭川市に編入	2,654
〃 17年9月10日	〃 第1534号	東旭川村の一部旭川市に編入	3,228
〃 25年3月11日	〃 第180号	東神楽村の一部旭川市に編入	3,443
〃 26年3月20日	〃 第237号	東鷹栖村の一部旭川市に編入	4,279
〃 30年3月31日	〃 第466号	神居村及び江丹別村を旭川市に編入	36,477
〃 36年3月31日	自治省 第82号	永山町を旭川市に編入	39,496
〃 38年8月15日	〃 第424号	東旭川町を旭川市に編入	55,385
〃 43年2月12日	〃 第12号	神楽町を旭川市に編入	68,064
〃 46年2月15日	〃 第21号	東鷹栖町を旭川市に編入	74,942
平成元年11月10日	建設省 第233号	国土地理院の改則	74,772
平成2年10月20日		地形図の修正（国土地理院）	74,745
平成5年9月30日		地形図の修正（国土地理院）	74,744
平成7年8月10日		地形図の修正（国土地理院）	74,753
平成8年8月10日		地形図の修正（国土地理院）	74,760
平成27年3月6日		地形図切り替えによる改測（国土地理院）	74,766

I - 2 人 口

(1) 過去の推移 (国調)

年次 区分	昭和									平成			
	25年	30年	35年	40年	45年	50年	55年	60年	2年	7年	12年	17年	
旭川圏	ア	201,624	232,438	257,018	287,523	310,825	332,765	365,553	376,617	371,764	375,115	374,828	371,459
	イ		209,608	236,130	269,214	296,714	321,909	356,222	368,490	364,204	368,929	369,744	367,157
	ウ					267,904	294,591	331,414	345,502	343,465	349,716	353,302	351,588
旭川市	ア	184,227	214,463	239,636	271,930	297,189	320,526	352,619	363,631	359,071	360,568	359,536	355,004
	イ		200,746	227,407	261,221	288,742	314,125	347,189	358,906	354,308	356,932	356,723	352,603
	ウ					265,636	291,539	327,300	339,929	337,487	341,853	343,777	340,090
鷹栖町	ア	10,259	10,597	10,436	9,279	7,943	7,130	7,509	7,317	6,930	6,871	7,165	7,261
	イ		3,923	3,933	3,451	3,836	3,898	4,645	4,796	4,845	5,024	5,555	5,944
	ウ					1,051	1,637	2,354	3,138	3,093	3,147	3,904	4,496
東神楽町	ア	7,138	7,378	6,946	6,314	5,693	5,109	5,425	5,669	5,763	7,676	8,127	9,194
	イ		4,939	4,790	4,452	4,136	3,886	4,388	4,788	5,051	6,973	7,466	8,610
	ウ					1,217	1,415	1,760	2,435	2,885	4,716	5,621	7,002

年次 区分	平成	平成	令和									
	22年	27年	2年									
旭川圏	ア	363,732	356,856	346,000								
	イ	359,931	353,622	343,215								
	ウ	345,536	340,367	331,384								
旭川市	ア	347,095	339,605	329,306								
	イ	344,985	337,813	327,776								
	ウ	333,339	327,031	318,177								
鷹栖町	ア	7,345	7,018	6,567								
	イ	6,145	5,993	5,691								
	ウ	4,847	4,845	4,686								
東神楽町	ア	9,292	10,233	10,127								
	イ	8,801	9,816	9,748								
	ウ	7,350	8,491	8,521								

*アー行政区域内人口, イー都市計画区域内人口, ウー市街化区域内人口

(2) 人口集中地区の概要

調査年 \ 区 分		D・I・D		準 D・I・D	
		面 積	人 口	面 積	人 口
		km ²	人	km ²	人
昭和 35年	国調	18.9	154,604	—	—
〃 40年	〃	22.4	177,579	—	—
〃 45年	〃	34.0	214,359	0.6	4,106
〃 50年	〃	44.9	251,910	0.4	3,417
〃 55年	〃	62.8	300,341	—	—
〃 60年	〃	66.0	312,383	0.9	4,442
平成 2年	〃	70.3	313,988	0.9	4,724
〃 7年	〃	75.0	323,086	—	—
〃 12年	〃	77.9	329,670	—	—
〃 17年	〃	78.6	326,780	—	—
〃 22年	〃	79.0	319,717	—	—
〃 27年	〃	79.0	313,661	—	—
令和 2年	〃	81.7	306,545	—	—

(3) 都市計画目標人口（推計）

区 分		年 次
		令和12年
旭 川 圏	行政区域内人口	318,200 人
	都市計画区域内人口	315,600
	市街化区域内人口	305,900
旭 川 市	行政区域内人口	301,900
	都市計画区域内人口	300,500
	市街化区域内人口	292,800
鷹 栖 町	行政区域内人口	6,000
	都市計画区域内人口	5,200
	市街化区域内人口	4,300
東 神 楽 町	行政区域内人口	10,300
	都市計画区域内人口	9,900
	市街化区域内人口	8,800

I - 3 都市計画決定の経過

西 暦	年 号	内 容
1927	昭和 2年 3月	都市計画法旭川市に適用
1928	3年 5月	都市計画区域の決定
1935	10年 4月	用途区域の指定（商業，工業，住居地域，未指定）
1937	12年12月	都市計画街路の決定
1949	24年 3月	都市計画公園の決定
	24年10月	防火地域の指定
1957	32年 4月	豊岡土地区画整理事業施行区域の決定
1959	34年 3月	下水道の決定
	34年12月	亀吉，曙土地区画整理事業施行区域の決定
1963	38年 6月	鷹の巣土地区画整理事業施行区域の決定
	38年10月	汚物処理場の決定
1965	40年 3月	都市計画道路の決定（全面変更）
1969	44年 5月	永山土地区画整理事業施行区域の決定
	44年 5月	卸売市場の決定
	44年12月	神楽岡新住宅市街地開発事業の決定
	44年12月	住居専用地区決定
	44年12月	空地地区決定*
	44年12月	高度地区決定
1970	45年 5月	都市高速鉄道の決定（連続立体）
	45年 7月	市街化区域及び市街化調整区域の決定
	45年 9月	工業専用地区の決定
1971	46年 6月	新富土地区画整理事業の決定
1972	47年 4月	豊岡第3土地区画整理事業の決定
	47年 5月	都市計画道路の決定（全面変更）
1973	48年 4月	都市計画緑地の決定
	48年 6月	用途地域の決定
	48年 6月	駐車場整備地区の決定
	48年 7月	都市計画駐車場の決定
	48年 7月	教育文化施設の決定
	48年 8月	都市計画河川の決定（ウッペツ川）
1976	51年 2月	高度利用地区の決定
	51年 2月	一・八地区第一種市街地再開発事業の決定
1977	52年 5月	旭川生花地方卸売市場の決定
	52年 9月	と畜場の決定（上川総合食肉センター）
1980	55年 9月	ごみ焼却場の決定
	55年 9月	川端土地区画整理事業の決定
1987	62年 9月	市街地再開発促進区域の決定
1990	平成 2年10月	地区計画の決定
1995	7年10月	用途地域の決定(12種用途)
1996	8年 6月	旭川駅周辺土地区画整理事業の決定
1998	10年 2月	火葬場の決定
2000	12年 6月	都市計画道路に車線数を定める
2004	16年 4月	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
2006	18年 3月	都市再開発方針の決定
2010	22年12月	特別用途地区の決定

※用途地域の決定に伴う容積率・建蔽率の決定時に廃止